

じん けん よう ご 人権の擁護

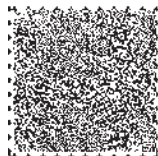
The Protection of Human Rights



「誰か」のことじゃない。

この冊子には、音声コード (Uni-Voice) が各ページ (奇数ページ右下、偶数ページ左下) に印刷されています。

Uni-Voice アプリを使用して読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



法務省人権擁護局

はじめに

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。

私たちは、「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだと考えています。

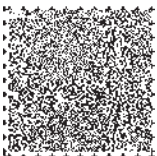
また、こどもたちに対しては、自分自身を含む一人一人に、幸せに生きていくための大切な権利があることを伝えています。

「人権」は、誰でも心で理解し、感じることのできるものです。しかし、現実の社会では、いじめや虐待等によってこどもの命が奪われることや、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長したりするような投稿がされることがあります。また、障害のある人や外国人、アイヌの人々、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）やハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。どうすればこのようなことをなくせるでしょうか。

この冊子では、本年6月に公表された「令和6年版人権教育・啓発白書」（※）に基づき、我が国の主な人権問題とその取組について概要を説明しています。

この冊子が、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとるきっかけとなれば幸いです。

令和6年9月
法務省人権擁護局



※「令和6年版人権教育・啓発白書」は、法務省ホームページで公開しています。是非ご覧ください。

令和6年版人権教育・啓発白書



目次



1. 主な人権課題

① 女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント～	2
② こども～いじめ・児童虐待・体罰・性被害～	4
資料 こども・若者の性被害防止に向けた取組	9
③ 高齢者	10
④ 障害のある人	12
⑤ 部落差別（同和問題）	16
⑥ アイヌの人々	18
⑦ 外国人	20
資料 外国語による人権相談	21
⑧ 感染症	22
⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族	23
⑩ 刑を終えて出所した人やその家族	25
⑪ 犯罪被害者やその家族	26
⑫ インターネット上の人権侵害	27
資料 インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内	29
⑬ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	30
⑭ ホームレス	31
⑮ 性的マイノリティ	31
⑯ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）	32
⑰ 震災等の災害に起因する人権問題	33



2. 特集 こども・若者の人権をめぐる取組



3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

① 法務省人権擁護局とその下部機関	38
② 人権擁護委員	39



4. 法務省の人権擁護機関の活動

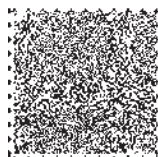
① 人権侵犯事件の調査救済	42
人権侵害による被害者の救済事例	43
② 人権相談	47
③ 人権啓発	48
資料 第42回全国中学生人権作文コンテスト	
内閣総理大臣賞受賞作品	52
法務大臣賞受賞作品	54



5. 国際社会における人権擁護

① 国際連合	56
② 世界人権宣言	57
資料 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組	58
③ 主要な人権関係条約	60
資料 我が国が締結している主要な人権関係条約	63

法務局・地方法務局 所在地等一覧	64
------------------	----



1.主な人権課題

この章では、主な人権課題とその取組を取り上げます。

① 女性～性犯罪・性暴力・DV・ハラスメント～

女性の社会参加や活躍の機会が奪われることはあってはなりません。また、女性は、性犯罪・性暴力、DV、ハラスメント等の対象となりやすく、こうした被害から守ることが必要です。

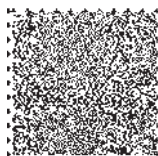
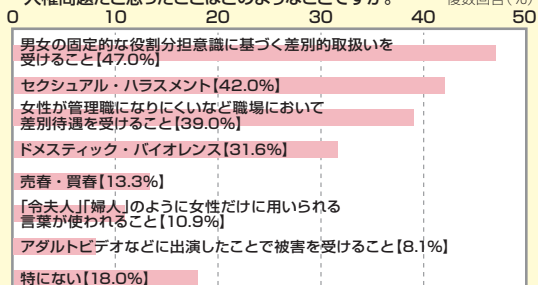
男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む一因となっています。

また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（DV）、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、依然として多く発生しています。

こうした女性の人権問題に対しては、平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により、国と地方公共団体、一定数の労働者を常時雇用する事業主に対して、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、策定した行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表等が義務付けられ、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための取組が進められています。また、職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の防止のための雇用管理上の措

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月調査）から

あなたが、女性に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたこと、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。





1. 主な人権課題

2. 特集 ことも、著の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

置が全ての事業主に義務付けられるなど、職場におけるハラスメント防止対策の強化が求められています。

女性に対する暴力等への取組の一つとして、毎年11月12日から25日までの2週間が「女性に対する暴力をなくす運動」期間とされ、社会の意識啓発等の取組が推進されています。また、被害者支援の取組として、都道府県に設置された配偶者暴力相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等において、相談や支援が行われています。さらに、毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等を活用した啓発活動が行われています。また、AV出演被害対策については、いわゆるAV出演被害防止・救済法により、出演被害の防止及び被害者の救済が図られています。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」（ナビダイヤル0570-070-810（全国共通））を設置し、法務局職員や人権擁護委員が、DVや職場等における各種ハラスメント、ストーカー被害、AV出演被害等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じ、人権侵害の疑いを認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済活動を行うほか、啓発動画の配信等の人権啓発活動に取り組んでいます。



ポスター
「女性の人権ホットライン」



啓発動画
「『誰か』のこと じゃない。」



■女性に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件（注）の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
女性に対する暴行・虐待	947	629	435	430	383

（注）人権侵犯事件については、42～46ページをご覧ください。



② こども～いじめ・児童虐待・体罰・性被害～

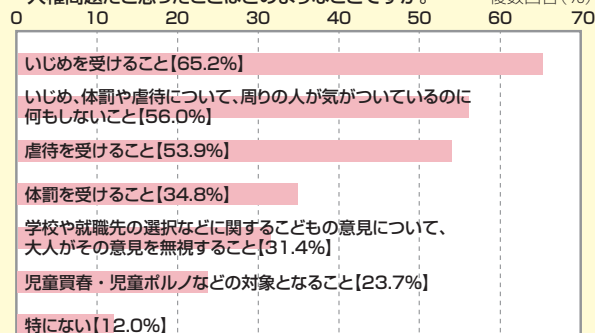
いじめや体罰など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

文部科学省が実施した令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は9万5,426件、いじめの認知件数は68万1,948件であり、依然として憂慮すべき状況にあります。また、令和5年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、404人となっています。

法務省の人権擁護機関が調査救済活動を行う人権侵犯事件においても、令和5年には、学校におけるいじめ事案が1,185件、教育職員による体罰に関する事案が74件、児童に対する暴行・虐待事案が268件と高水準で推移しています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたが、こどもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたこと、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。複数回答(%)

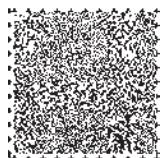


いじめ

平成25年6月の「いじめ防止対策推進法」の成立を受け策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定)に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応のための様々な取組が進められています。

最近のこどものいじめは、あらゆる子が対象となり得ることやSNS上などで行われ、周りから一層見えにくくなっていることに加え、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少なくありません。

いじめをするこどもやいじめを見て見ぬふりをするこどもが生じる原因や背景は様々ですが、その根底には、他人に対





する思いやりやいたわりの希薄さがあると思われます。いじめをさせない・見逃さないためには、こども自身がお互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権尊重意識を養っていくことに加え、周りの大人がこどものささいな変化を見落とさないよう努めることが重要です。

■いじめに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
学校におけるいじめ	2,944	1,126	1,169	1,047	1,185

児童虐待

近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、令和4年度には21万9,170件（速報値）となっています。こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

令和4年12月には民法が改正され、親権者による懲戒権の規定が削除されたほか、子の人格権の尊重、子の年齢や発達への配慮、体罰等の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止といった親権者が子を監護・教育するに当たって守るべき義務が明確化されました。この民法の規定に合わせるかたちで、児童虐待防止法等についても改正が行われ、体罰等によらない子育ての一層の推進が図られています。

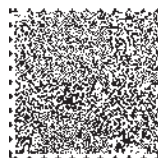
また、令和6年4月には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され（一部規定を除く。）、こどもや家庭への包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等のこどもや家庭を支える事業の創設を行うなど、対策の強化が進められています。

■児童虐待に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
児童に対する暴行・虐待	413	341	253	216	268

体罰

体罰は、「学校教育法」第11条ただし書で禁止されています。体罰は、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌となるおそれがあり、いかなる場合でも決して許されません。



■教育職員による体罰に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
教育職員による体罰	141	83	51	75	74

性被害

児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的な商売の道具にする商業的性的搾取や性的虐待の問題が世界的に深刻になっています。

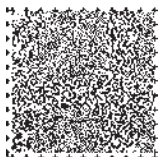
平成26年7月に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」においては、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が設けられています。また、令和4年4月には、教員による性暴力等から子どもを守るための措置等を定めた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。同法では、国による特定免許失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許が失効又は取上げとなった者）に関するデータベースの整備などが規定されており、令和5年4月から、教育職員等を任命又は雇用するときには、国公私立の別や常勤・非常勤等の採用を問わず、データベースを活用することが義務付けられています。

加えて、こどもの性被害に係る対策については、令和4年5月に策定された「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、政府全体で取組を推進しています（こども・若者の性被害防止に向けた取組については、9ページの資料も参照）。

このほか、AV出演被害対策など（3ページ参照）、こどもの性被害を防止するための様々な取組が行われています。

法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、こどもたちの人権意識を育てるため、「全国中学生人権作文コンテスト」、「人権教室」や「人権の花運動」（50ページ以下参照）を学校等と連携し、実施しているほか、こどもをめぐる人権問題に対する社会の意識を醸成するため、啓発冊子の配布や動画の配信等の様々な人権啓発活動に取り組んでいます。





1. 主な人権課題

2. 特集 子ども・若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護



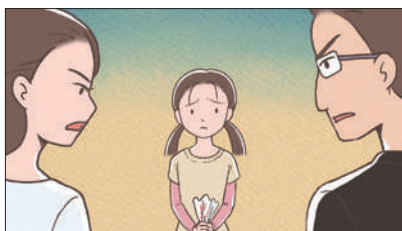
啓発冊子
「いじめ」 させない 見逃さない



啓発冊子
「みんなとせす マンガで考える
「人権」」



啓発動画
「あなたは大丈夫？ 考えよう! いじめ」



啓発動画
「あなたは大丈夫？ 考えよう! 児童虐待」



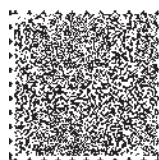
大人パート



子どもパート



啓発動画「「誰か」のこと じゃない。」



また、平成18年度から、全国の小・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を配布しています。このレターを通じて先生や保護者にも相談できないこどもの悩みごとを的確に把握し、学校や関係機関とも連携を図りながら、様々な人権問題の解決に当たっています。

さらに、専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））や、「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」（<https://www.jinken.go.jp/kodomo>）、若年層でも利用しやすい「LINEじんけん相談」を通じて、法務局職員や人権擁護委員が子どもからの相談に応じ、こどもの人権侵害事案の早期発見に努めています。

人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。



ポスター
「こどもの人権110番」

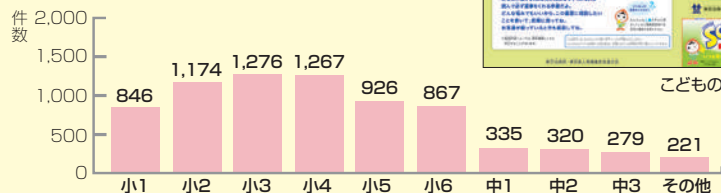
こどもの人権SOSミニレター事業の取組結果について

集計期間：令和5年度

集計対象：全国の小・中学校の児童・生徒から寄せられたこどもの人権SOSミニレター

●相談件数：7,511件

●学年別相談件数

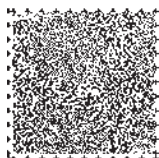


こどもの人権SOSミニレター

●相談内容

[内訳]

いじめ……………2,126件 (28.3%)
 虐待……………312件 (4.2%)
 体罰……………26件 (0.3%)
 その他……………5,047件 (67.2%)





1. 主な人権課題

2. 特集 こども・若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

資料 こども・若者の性被害防止に向けた取組

政府は、弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たず、被害に遭ってもそれを性被害であると認識できないことや、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの課題を踏まえ、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議）を取りまとめました。

同パッケージに基づき、性犯罪の成立要件をより明確化するなどした改正刑法等の趣旨・内容の周知及び厳正な対処・取締りの強化、こどもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするための「生命（いのち）の安全教育」の全国展開、被害の申告をしやすくし、その支援を強化するための各種相談窓口の充実等、様々な取組を着実に実施し、対策の強化を図っています。

令和5年7月の刑法改正及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」の施行により、いわゆる性交同意年齢を「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げるとともに、16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求行為や16歳未満の者の性的な姿態を正当な理由なく撮影する行為が処罰されることになりました。これらの法律の趣旨及び内容について、その概要をまとめた資料を法務省ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

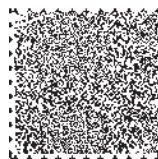
法務省の人権擁護機関では、性的暴力の事例を含めたデートDVに関する啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！デートDV」や性的虐待の事例を含めた児童虐待に関する啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」（7ページ参照）を作成し、人権教室での活用や、YouTube法務省チャンネルで配信するなどの各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談窓口（8ページ、47ページ、裏表紙参照）の周知等を行っています。



法務省ホームページ
「性犯罪関係の法改正等」



啓発動画
「あなたは大丈夫？考えよう！デートDV」



介護の際に虐待を受けた、無断で財産を処分されたなどの事案が発生しています。豊かな知識と経験を基にこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい…。高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にすることを育てる必要があります。

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の者となっています。このような中、介護者等による身体的・心理的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

平成7年12月、国民一人一人が生涯にわたっ

て安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して「高齢社会対策基本法」が施行され、平成8年7月には、同法に基づき、「高齢社会対策大綱」が策定されました（現行の大綱は令和6年9月閣議決定）。

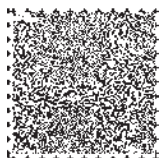
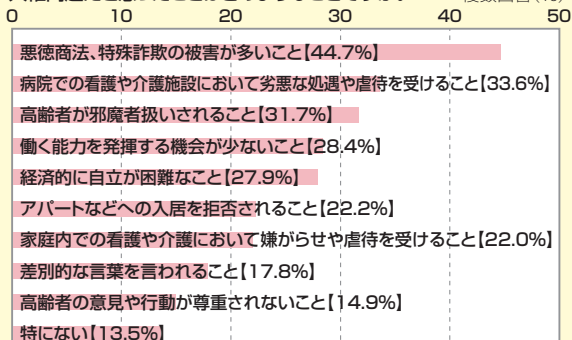
また、高齢者の尊厳を守るため、平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策が進められています。

さらに、平成30年12月には、「障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮

し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会」の実現に向けて、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。同法に基づいて、関係省庁が連携しながら、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を推進しています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月調査）から

あなたが、高齢者に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたこと、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。





1. 主な人権課題

2. 特集 こども・若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

加えて、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進しているほか、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人を含めた全ての国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進するための認知症施策の総合的な取組が進められています。

法務省の人権擁護機関では、高齢者を含む全ての人々の人権が尊重される社会の実現に向けて、啓発冊子の配布や動画の配信等の各種人権啓発活動を実施しています。

また、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族が、施設内で気軽に相談できるよう、老人福祉施設等の社会福祉施設において、特設の人権相談所を開設するなどの取組を行っています。

そのほか、高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。



啓発冊子
「とも生きる時代へ 高齢社会と人権」

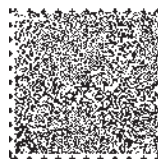


啓発動画「「誰か」のこと じゃない。
～支え合う共生社会の実現に向けて～」



■高齢者に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
高齢者に対する暴行・虐待	251	185	131	81	107
高齢者福祉施設における人権侵犯	31	23	16	23	19



④ 障害のある人

障害のある人が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートの入居を断られたりする事案が発生しています。障害のある人に対する十分な理解と配慮が必要です。

障害を理由とする偏見や差別の解消

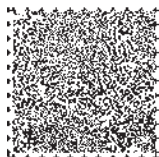
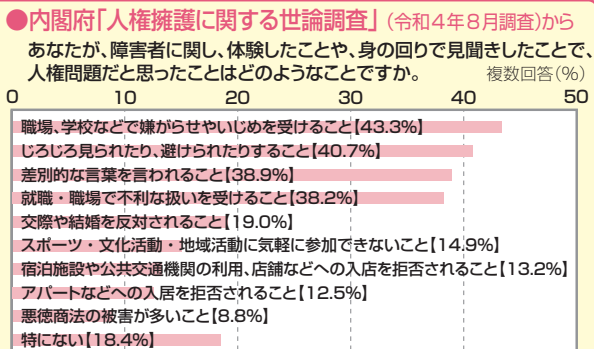
障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

「障害者基本法」では、「共生社会」の理念の普及を図るため、毎年12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催しています。

また、障害のある人の尊厳を守るため、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の防止や虐待の早期発見、早期解決のための施策が進められています。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われており、令和6年4月には、事業者による合理的配慮の提供についての努力義務が義務へと改められました。

平成29年2月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「心のバリアフリー」とユニバーサルデザインの街づくりを推進することなどを定めた「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定され、この計画に基づき、障





1. 主な人権課題

害のある人やその支援団体の評価結果をも踏まえながら、施策の実施・改善等が図られてきたほか、平成30年12月に施行された「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の下、ユニバーサル社会の実現に向けた取組が推進されています。

令和4年5月には、全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加することができるよう「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。

政府は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法に基づき策定された「障害者基本計画（第5次）」に沿って、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しています。

法務省の人権擁護機関では、障害を理由とする偏見・差別の解消を目指し、社会福祉協議会などと連携し、車椅子や障害者スポーツ体験、パラリンピアンによる講話と組み合わせた人権教室や共生社会をテーマとしたシンポジウムの開催など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

また、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族が、施設内で気軽に相談できるよう、障害者支援施設等において、特設の人権相談所を開設するなどの取組を行っています。さらに、障害のある人と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。



啓発冊子
「障害のある人と人権」

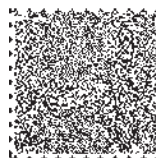


啓発動画
「誰か」のこと じゃない。」



■障害のある人に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害のある人に対する差別待遇	163	125	112	107	149
障害者福祉施設における人権侵犯	38	28	22	27	31



2. 特集 こども、若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

障害者差別解消法の改正について

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。このため、「障害者差別解消法」では、行政機関等や事業者に対して、障害者への「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止するとともに「合理的配慮の提供」を求め、これらの措置等を通じて、障害者が社会で提供されている様々なサービスや機会にアクセスし、社会に参加できるようにすることで、共生社会の実現を目指すこととしています。

● 改正のポイント

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、令和6年4月1日から事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることとしました。

- (1) 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

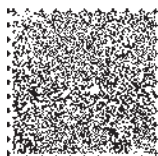
- (2) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

- (3) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

①基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。②国及び地方公共団体が

障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。③地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。





1. 主要な人権課題

2. 特集 こども・若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

旧優生保護法に関する取組

旧優生保護法に係る令和6年7月3日の最高裁判所判決を受け、同月17日、岸田内閣総理大臣は、「旧優生保護法国家賠償請求訴訟」の原告等と面会し、旧優生保護法に基づき、あるいは同法が存在を背景として、多くの方々が心身に多大な苦痛を受けてこられたことに対し、政府としての深い反省とおわびを示すとともに、優生思想及び障害者に対する偏見や差別の根絶に向け、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めて、取組を強化するため、全府省庁による新たな体制を構築することを示しました。

これを受け、同月26日、内閣に、全大臣を構成員とする「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」が設置され、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」における「心のバリアフリー」に係る取組のフォローアップ及び取組の強化を行うほか、障害者に対する偏見や差別のない共生社会を実現すべく、必要な対応策について検討し、新たな行動計画を取りまとめることとされています。



5 部落差別（同和問題）

「あの人は同和地区出身だから…。」「部落出身だから…。」などと言われて結婚を妨げられたり、差別的な発言や落書きがされたりするなどの事案が依然として存在しているほか、インターネット上で特定の地域を同和地区として指摘するような書き込みもあります。部落差別（同和問題）を解消することが必要です。

部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、

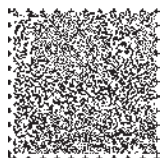
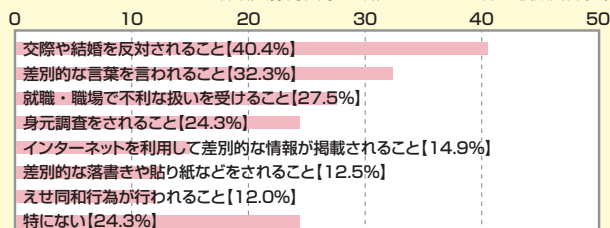
昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかしながら、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）に基づき実施し、令和2年6月に公表した部落差別の実態に係る調査の結果（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html）では、部落差別（同和問題）に関する正しい理解が進む一方で、インター

ネット上での特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別的表現の書き込みや、結婚・交際の場面における差別的取扱いの事案の発生等、偏見・差別意識が依然として残っていることや、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかと

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月調査）から

部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで聞きたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。部落差別・同和問題を知っているとする者に、複数回答（%）





なっています。部落差別（同和問題）については、同法及び附帯決議のほか、上記の調査結果を踏まえ、適切に対応していくことが必要です。

法務省の人権擁護機関では、部落差別（同和問題）解消のため、部落差別解消推進法の内容を周知するとともに、啓発動画を配信するなどの各種人権啓発活動に取り組んでいます。また、部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っています。関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、違法性を判断した上で、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど、適切な対応に努めています。

■部落差別（同和問題）に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
部落差別（同和問題）に関する人権侵犯	221	244	308	433	448



啓発動画
「『誰か』のこと
じゃない。」



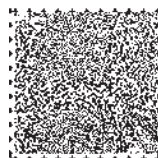
えせ同和行為の排除

部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因になっているものに、いわゆるえせ同和行為の横行があります。これは、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為（例えば、高額な書籍を売りつけるなど）を指します。

えせ同和行為に対しては、行政機関や企業等が密接に連携し、不当な要求には、き然とした態度をとることなどが必要です。

国は、昭和62年に全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、また、地方においても、全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置するなど、えせ同和行為を排除するための取組を行っています。

また、法務省では、えせ同和行為への対応に関する手引を法務省ホームページで公開（<https://www.moj.go.jp/content/001361670.pdf>）するとともに、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年から11回にわたってアンケート調査を実施しています（直近の平成30年度の調査結果は、<https://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>）。



⑥ アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくす必要があります。

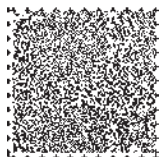
アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカㇿ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、母語としてアイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

政府は、平成19年9月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成21年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

また、令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を推進しています。

令和2年7月、アイヌ文化の復興・創造の拠点として、北海道白老郡白老町に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しました。こちらは、アイヌの暮らしや伝統芸能を様々な視点から体感することのできる場となっています。

法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する理解と認識を深め、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消を目指して、啓発動画を配信するとともに、北海道へ遠足や修学旅行等に行く際の事前学習教材として同動画の活用を図るなど様々な人権啓発活動に取り組んでいます。また、令和4年5月から「アイヌの方々のための相談事業」との連携を開始するなど、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。





1. 主な人権課題



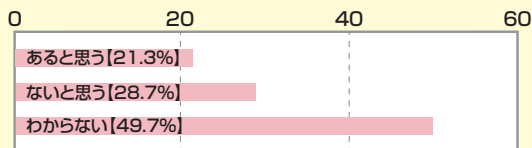
啓発動画
「アコロ青春 a=kor
アコロ〔アイヌ語で「私たちの」〕」



●内閣官房・内閣府「アイヌに対する理解度に関する世論調査」

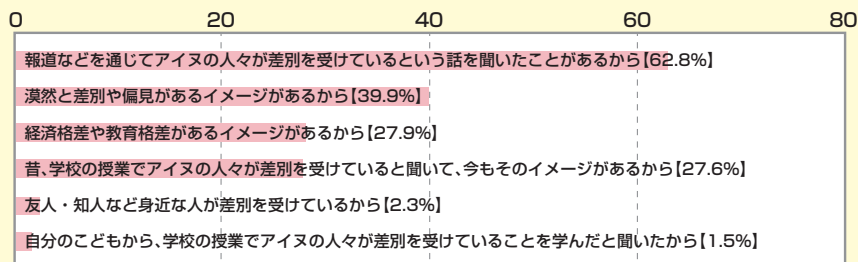
(令和4年11月調査)から

アイヌの人々に対する差別や偏見の有無



差別や偏見があると思う理由

差別や偏見が「あると思う」と答えた者に、複数回答(%)

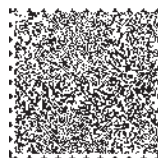


■アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (平成31年法律第16号)

第4条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

■アイヌの人々に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の 新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
アイヌの人々に対する 差別待遇	0	0	0	1	6



2. 特集 こども・若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

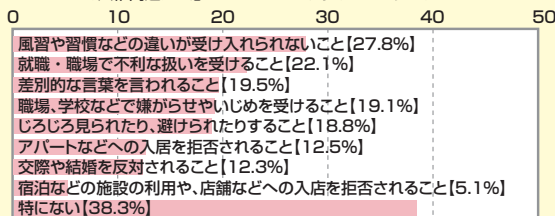
5. 国際社会における人権擁護

7 外国人

文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

我が国に在留する外国人は、令和5年末現在で約341万人であり、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)からあなたが、日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。複数回答(%)



法務省の人権擁護機関では、多くの言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、「外国語インターネット人権相談受付窓口」及び「外国人のための人権相談所」を設置して人権相談に応じるほか、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されましたが、ヘイトスピーチは今もなお解消されていません。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、許されるものではありません。なお、同法が審議された国会の附帯決議のとおり、「本邦外出身者」に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならないものです。



啓発冊子(マンガ)
「私たちの身近にある
ヘイトスピーチ」



啓発動画
「『誰か』のこと
じゃない。」



啓発動画
「ヘイトスピーチ、
許さない。
(インターネット編)」





1. 主な人権課題

法務省の人権擁護機関では、関係省庁や地方公共団体との情報共有も行いながら、「ヘイトスピーチ、許さない。」をキャッチコピーとした各種人権啓発活動や、ヘイトスピーチによる被害等についての人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■外国人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
外国人に対する差別待遇	72	60	59	47	83

You can get the Human Rights Counseling Leaflet for Foreigners from the Ministry of Justice website at : <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

資料 外国語による人権相談

対応言語 英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語

Language English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepali, Spanish, Indonesian, and Thai

外国人人権相談ダイヤル(全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)

 **0570-090911**

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

外国語インターネット人権相談受付窓口(Human rights counseling services on the Internet)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



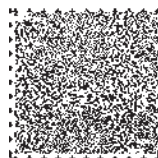
外国人のための人権相談所(Human Rights Counseling Centers for Foreigners)

全国の法務局・地方法務局(64ページ以下参照)において、通訳を介するなどして面談による人権相談に応じています(上記以外の言語にも対応可)。

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

法務局・地方法務局の窓口以外でも、以下のとおり人権相談所を開設しています。

所在地	開設場所	受付日時	対応言語	お問合せ先
高松市	アイバル香川 (香川国際交流会館)会議室 高松市番町 1-11-63	毎月 第3金曜日 13:00 ~ 15:00 (予約制)	英語、中国語	高松法務局 人権擁護部 087(821)7850
松山市	愛媛県国際交流センター 松山市道後一万 1-1	毎月 第4木曜日 13:30 ~ 15:30	英語、中国語	松山地方法務局 人権擁護課 089(932)0888



2. 特集 ことも、暮る人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

感染症



⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族

ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別は、今なお社会に根深く残っています。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識と、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれている現実を理解することが必要です。

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症ですが、「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気です。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。しかし、かつて我が国で採られた強制隔離政策により、ハンセン病は恐ろしいという誤った理解が国民の間に広まったことで、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれの無い差別や偏見の対象となってきました。

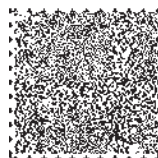
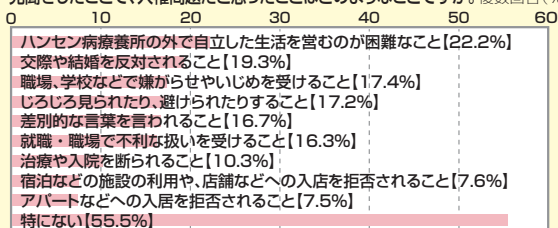
平成13年5月、国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」に対し、国の責任を認める熊本地方裁判所判決が出されました。この判決以後、政府は、平成20年6月に成立した「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」をも踏まえ、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発等に取り組んできました。

しかし、偏見や差別の根

絶には至らず、令和元年6月には、患者・元患者の家族が偏見や差別の被害等を訴えた「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」に対し、国の責任を認める熊本地方裁判所判決が出されました。これを受けて、同年7月に公表された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」では、患者・元患者のみならず、家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在し、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに対し、政府としての深い反省とおわびが示されるとともに、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずること、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

あなたが、ハンセン病患者・元患者やその家族に関し、体験したことや、身の回りで見聞したこと、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。複数回答(%)



家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示されました。

厚生労働省の下に設置され有識者や当事者により構成された「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」において、令和5年3月に取りまとめられた報告書の中でも、関係省庁が連携して啓発や相談等に関する施策を講じることなどが求められています。

法務省の人権擁護機関では、ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組んでいます。

例えば、ハンセン病問題に関するシンポジウムを開催し、当事者の方々による講演や学生等も参加するパネルディスカッションを行うとともに、シンポジウムの内容を中高生向けの全国版新聞等に掲載するなどして、元患者やその家族の思いを広く周知しています。また、パネル展やインターネット広告を実施したり、啓発動画を配信したりするなど、ハンセン病についての正しい理解の普及と偏見差別の解消に向けて、関係省庁と連携し、様々な人権啓発活動を実施しています。ハンセン病患者等に対する差別事案については、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。



啓発動画
「ハンセン病問題を知る
～元患者と家族の思い～」

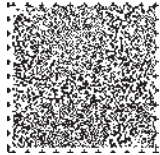
シンポジウム採録記事
(読売中高生新聞)



啓発動画
「～ハンセン病と家族の物語
～夢でしか帰れなかった故郷」



啓発動画
「ハンセン病問題
～過去からの証言、
未来への提言～」



■ハンセン病患者等に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ハンセン病患者等に対する差別待遇	1	0	1	0	1



10

刑を終えて出所した人やその家族

刑を終えて出所した人やその家族に対する不当な差別的取扱いの事案等が発生しています。社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保における不当な差別的取扱い等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

政府においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、令和5年3月に策定された「第二次再犯防止推進計画」等により、刑を終えて出所した人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、広報・啓発活動を始めとする再犯防止のための様々な施策を推進しています。

法務省では、犯罪や非行をした人の改善更生について国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くため、地域住民の理解と参加を得て“社会を明るくする運動”を実施しており、「幸福の黄色い羽根」を運動のシンボルとして掲げ、全国各地で啓発活動を行っています（“社会を明るくする運動”の詳細は、法務省ホームページをご覧ください。）。

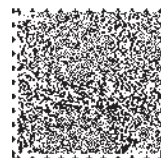
法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するよう人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑を終えた人に対する差別待遇	11	5	4	4	2



法務省ホームページ
“社会を明るくする運動”



犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が成立しました。同法に基づき、「第4次犯罪被害者等基本計画」が令和3年3月に策定され、同基本計画に掲げられた施策が進められています。

また、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

法務省では、犯罪被害者の保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るためのパンフレットを法務省ホームページに掲載するなどしています（パンフレットの詳細は、法務省ホームページをご覧ください。）。

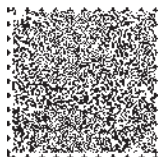
法務省の人権擁護機関では、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るため、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■犯罪被害者等に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
犯罪被害者等に関する人権侵犯	6	4	0	2	1



法務省ホームページ
「犯罪被害者の方々へ」





12

インターネット上の人権侵害

インターネット上において、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害などの人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくす必要があります。

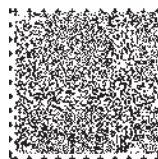
インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わる様々な問題が発生しています。こうした行為は人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まる中、近時の誹謗中傷の実態への対処として、令和4年7月、侮辱罪の法定刑の引上げが行われました。引き続き、一般のインターネット利用者等に対して、人権に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していく必要があります。

小学生・中学生等の青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロードなど、こどもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生していることを踏まえ、毎年、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする2月から5月の卒業・進学・進級の時期に合わせ、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用を呼び掛ける啓発活動が集中的に行われています。

また、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が平成26年12月に施行され、同法に基づく取締りが進められています。

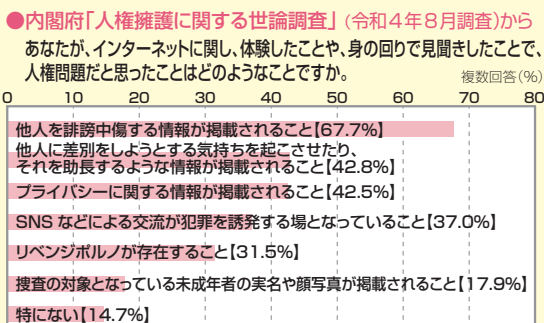
さらに、令和6年5月には、インターネット上の誹謗中傷等違法・有害情報の流通の問題に関し、いわゆる「プロバイダ責任制限法」について、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けなどを内容とする改正法が成立・公布され、その通称も「情報流通プラットフォーム対処法」に改められました。

法務省の人権擁護機関では、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全



な利用について学ぶための人権教室を全国各地で実施しているほか、中学生・高校生やその保護者を対象とした啓発冊子の配布や啓発動画の配信、シンポジウムの開催などの人権啓発活動を行っています。また、SNS事業者団体等と共同して、「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに、インターネット上の人権侵害に関する各種相談窓口を整理したフローチャートを掲載して、人権相談窓口の周知・広報を行うなど、対策の強化に取り組んでいます。

インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合は、相談者の意向に応じて、相談者自身が行うプロバイダへの発信者情報開示請求やその情報の削除依頼の方法について助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなどの対応に努めています。



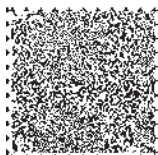
啓発動画「インターネットは
ヒトを傷つけるモノじゃない。」



啓発冊子
「あなたは、大丈夫? 考えよう!
インターネットと人権」



SNS 利用に関する人権啓発サイト
「#No Heart No SNS」



■インターネットに関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
インターネットに関する人権侵害	1,985	1,693	1,736	1,721	1,824



1. 主な人権課題

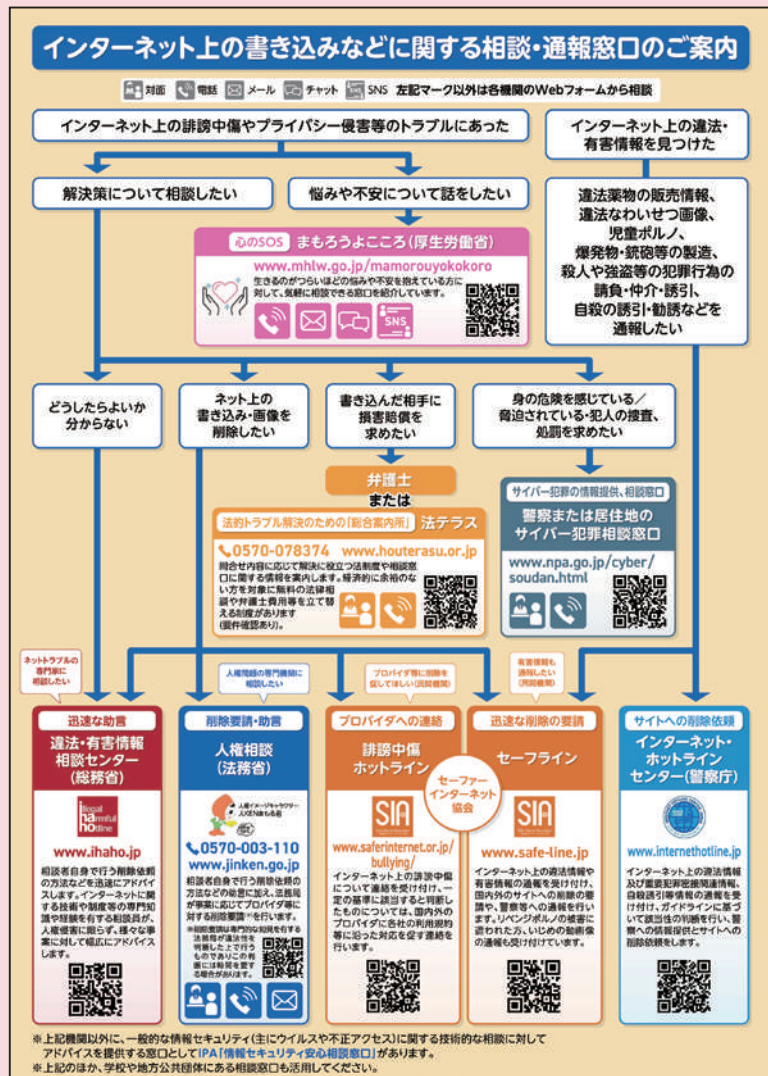
2. 特集 こども・若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

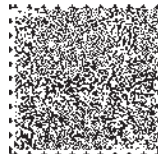
4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

資料



上記の資料は、法務省ホームページでも公開しています。



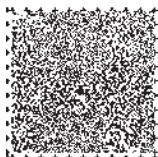
北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題です。これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

平成18年6月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

同週間中、政府主催の拉致問題に関するシンポジウムを始めとする様々なイベントの開催や、電車内の中吊り広告やインターネット広告、新聞広告等の各種メディアによる周知・広報などの様々な活動が行われています。



ポスター「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」



政府主催シンポジウム



14

ホームレス

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの自立の支援等においては、ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められています。

また、同法に基づき、令和5年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。

■ホームレスに対する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
ホームレスに対する人権侵犯	3	1	1	0	0

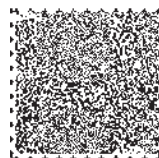
15

性的マイノリティ

性的マイノリティ（性的少数者）であることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。これらの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。

政府は、これまでも公共施設、医療、就業、学校、社会福祉等の様々な場面で生じている性的マイノリティに関する様々な課題について、取組を進めてきました。

こうした中、令和5年6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・施行されました。同法に規定する「全ての



国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念にのっとり、政府では、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、関係府省が連携しながら、これまでの取組とともに国民の理解増進のための施策が進められています。

法務省の人権擁護機関では、性的マイノリティに関する偏見や差別の解消を強調事項として掲げ、講演会等の開催や啓発冊子の配布等の各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。また、企業・団体における性的マイノリティに関する取組を促進するとともに、社会全体の性的マイノリティの方々に対する理解の増進に資するよう、企業・団体の取組事例を紹介する投稿型の特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を開設・運用しています。



「My じんけん宣言・性的マイノリティ編」特設サイト

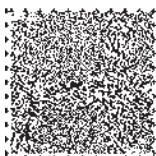


■性的マイノリティに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
性的マイノリティに関する人権侵犯	17	17	9	9	26

16 人身取引（性的サービスや労働の強要等）

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからです。



政府は、令和4年12月に策定された「人身取引対策行動計画2022」に基づき、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を推進しています。また、同計画に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催し、我が国における人



身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進するとともに、このような取組について広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けるなど、関係省庁が協力して取組を進めています。

法務省の人権擁護機関では、人身取引についての関心と理解を深めるため、各種人権啓発活動を実施するとともに、人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



ポスター「人身取引対策」



リーフレット「人身取引対策」

17

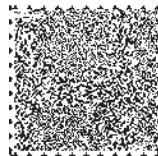
震災等の災害に起因する人権問題

震災等の大きな災害の発生時に、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、人権侵害に当たり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。

平成23年3月の東日本大震災に起因して発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に関連して、風評に基づく偏見や差別が生じており、今なお懸念されています。また、平成28年4月の熊本地震や令和6年1月の能登半島地震などにおいても被災者等に対する偏見や差別を助長しかねない不確かな情報の発信等が問題となりました。

避難生活における女性や子ども、高齢者等に対する配慮を含め、災害時においてもお互いの人権に配慮した行動をとる必要があります。

法務省の人権擁護機関では、風評に基づく差別的取扱い等、災害に伴って生起する様々な人権問題に対処するとともに、新たな人権問題の発生を防止するため、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じています。また、啓発動画の配信等の各種人権啓発活動を実施しています。



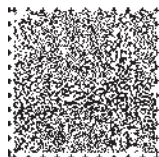
2.特集 こども・若者の人権をめぐる取組

「② こども～いじめ・児童虐待・体罰・性被害～」(4ページ以下参照)においても記述したとおり、いじめの重大事態の件数や児童虐待の相談対応件数が高水準で推移するなど、こどもを取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。政府においては、こども家庭庁を司令塔に、政府一体となって取組を進めています。本特集では、こども・若者政策に関する枠組みといじめ防止対策や児童虐待防止対策等について、令和5年度における取組を紹介します。

●こども基本法

児童虐待の相談対応件数や不登校、小中高生の自殺、ネットいじめの件数が過去最高水準となるなど、こどもを取り巻く厳しい環境等を背景に、令和3年12月に策定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが明記されました。これを受け、令和5年4月から、こどもの権利利益の擁護等を任務とするこども家庭庁が設置されました。

また、こども家庭庁設置法等と併せて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、こども基本法が、令和5年4月に施行されました。同法は、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としているほか、憲法や児童の権利条約の趣旨を踏まえ、こども施策に徹底する基本理念を定めています。



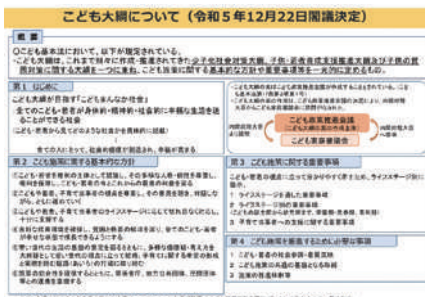
こども基本法の概要	
目的	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の趣旨に即ち、次代を担う全てのこどもが、幸福にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目指す。こども政策の推進体制を総合的に推進する。
基本理念	① 全てのこどもは、個人として尊重され、健全な人格が形成される。差別や偏見を受けず、安心して生活することができる。 ② 全てのこどもは、適切な養育を受け、生活し、学習し、遊び、文化活動に参加し、自己の権利を行使し、自己の能力を伸ばし、社会に貢献することができる。 ③ 全てのこどもは、健康で、安全な生活を送ることができる。 ④ 全てのこどもは、適切な教育を受け、自己の能力を伸ばし、社会に貢献することができる。 ⑤ 全てのこどもは、適切な医療を受け、自己の健康を維持することができる。 ⑥ 全てのこどもは、適切な福祉を受け、自己の生活を支えることができる。 ⑦ 全てのこどもは、適切な労働を受け、自己の生活を支えることができる。 ⑧ 全てのこどもは、適切な文化活動を受け、自己の生活を楽しむことができる。 ⑨ 全てのこどもは、適切な環境を受け、自己の生活を楽しむことができる。 ⑩ 全てのこどもは、適切な社会を受け、自己の生活を楽しむことができる。
組織	こども政策推進会議
役割	① こども政策に関する事項を総合的に調整し、こども政策の推進を図る。 ② こども政策に関する事項を総合的に調整し、こども政策の推進を図る。 ③ こども政策に関する事項を総合的に調整し、こども政策の推進を図る。 ④ こども政策に関する事項を総合的に調整し、こども政策の推進を図る。 ⑤ こども政策に関する事項を総合的に調整し、こども政策の推進を図る。 ⑥ こども政策に関する事項を総合的に調整し、こども政策の推進を図る。 ⑦ こども政策に関する事項を総合的に調整し、こども政策の推進を図る。 ⑧ こども政策に関する事項を総合的に調整し、こども政策の推進を図る。 ⑨ こども政策に関する事項を総合的に調整し、こども政策の推進を図る。 ⑩ こども政策に関する事項を総合的に調整し、こども政策の推進を図る。

こども基本法の概要



● こども大綱

令和5年12月、こども基本法に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めた我が国初のこども大綱が策定されました。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。また、こども施策に関する基本的な方針として、こども・若者を権利の主体として認識すること、その多様な人格・個性を尊重すること、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることなど六つの基本的な方針を定めており、こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を基盤とした施策を推進することとしています。さらに、こども施策に関する重要事項として、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するため、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報発信や啓発等に取り組むこととしています。

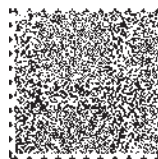


こども大綱について(概要)

● いじめ防止対策

文部科学省では、いじめの重大事態件数が令和4年度には過去最多の923件となったことを受け、令和5年10月に「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定し、1人1台端末等を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見のほか、重大事態の未然防止に向けた地方公共団体への個別サポートチームの派遣等により、いじめ防止対策の強化に取り組んでいます。

こども家庭庁では、主に学校におけるいじめ防止対策に取り組む文部科学省とも連携をした上で、学校外で生じるものも含め、こどものいじめの防止を担うこととしています。具体的には、令和5年度から新たに、「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」事業を実施し、地方公共団体の首長部局が学校外からいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化を防止することを目指しています。また、いじめ重大事態調査を行う地方公共団体に対し、第三者性の確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言を行えるよう、令和5年9月から新たに、「いじめ調査アドバイザー」を



委嘱し、地方公共団体等から寄せられた調査委員の人選や中立・公平性のある調査方法の実施に関する相談に対して、助言を行うなど、いじめの防止に向けた地方公共団体における具体的な取組や体制づくりを実施することで、社会総掛かりでいじめ問題に取り組んでいます。

法務省の人権擁護機関では、啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！ いじめ」を作成しました。同動画は、最近のいじめが、SNSなどのインターネット上で行われ、学校や親など周りから見えにくくなっていることや、ささいなきっかけから深刻ないじめへと発展するケースが少なくないことなどを踏まえ、いじめをなくすためにはどうすればよいか、周囲の大人へのSOSの出し方や悩んだ時の相談窓口について、事例を基に学んでいく教材となっています。

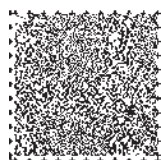


啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！ いじめ」

●児童虐待防止対策

こども家庭庁では、令和6年4月に施行された令和4年の改正児童福祉法に基づき、「こども家庭センター」の整備など妊産婦や子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等に加え、こどもの権利擁護を強化するための施策を推進しています。具体的には、同法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが都道府県等の業務とされ、児童相談所長等による一時保護や施設入所の際等の意見聴取等の措置が義務付けられるとともに、こどもの意見表明等を支援する意見表明等支援事業が創設されたことから、令和5年度に作成し

た運用マニュアル等の周知により適切な運用の徹底を図ったほか、同法に基づき新たに策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」において、こどもの権利擁護や個別ケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定するとともに、「一時





1. 主な人権課題

保護ガイドライン」を改正し、一時保護施設の環境改善に取り組むなど、こどもの権利擁護のための取組を実施する都道府県等への支援を行っています。

法務省の人権擁護機関では、啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！ 児童虐待」を作成しました。同動画では、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、宗教活動に関連する虐待等の様々な事例を取り上げ、こどもや保護者が児童虐待防止に関する正しい知識を身に付けるための教材となっています。



こどもパート



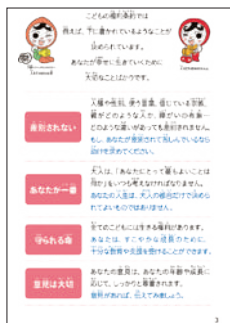
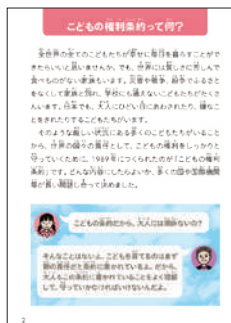
大人パート



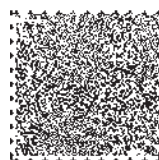
啓発動画「あなたは大丈夫？ 考えよう！ 児童虐待」

● こどもが様々な権利の享有主体であることの認識を促す取組

困難を抱えるこどもが自ら声を上げるには、こども自身が様々な権利の享有主体であることの認識を得ることが重要です。その気付きを促すため、法務省の人権擁護機関では、児童の権利条約に規定されている生命、生存及び発達に対する権利、こどもの最善の利益の考慮、こどもの意見の尊重及び差別の禁止等について、こどもに分かりやすく解説した啓発冊子「よくわかる！ こどもの権利条約」を作成し、人権教室等で積極的に活用しています。



啓発冊子「よくわかる！ こどもの権利条約」



2. 特集 こども、若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

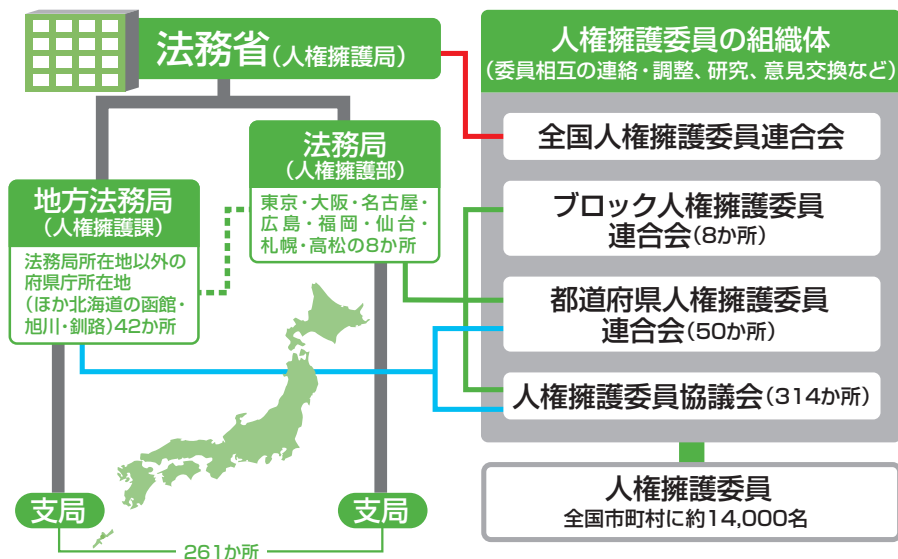
3.法務省の人権擁護機関の仕組み

「1.主な人権課題」で述べたとおり、私たちの周りでは人権に関わる様々な問題が起きています。この章では、このような問題に取り組むために設けられている法務省の人権擁護機関の仕組みを紹介します。

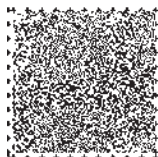


人権相談

法務省の人権擁護機関の構成図（令和6年6月1日現在）



① 法務省人権擁護局とその下部機関



国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省に人権擁護局が、その下部機関として、法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、人権擁護のための活動を行っています。また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権擁護の業務を行っています。



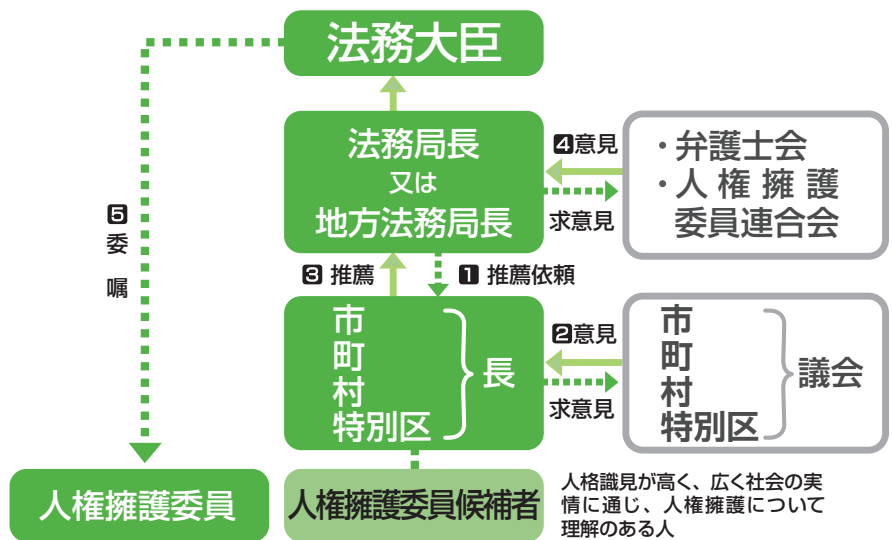
② 人権擁護委員

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。相談は無料で、秘密は厳守します。困ったことがあったら、気軽に相談してください。

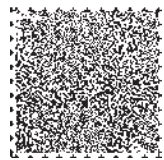
人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々です。人権擁護委員制度は、様々な分野の方々が、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、こうした官民連携の取組は、諸外国でも例を見ないものです。

現在、約14,000名の委員が全国の各市町村（東京都においては特別区を含む。）に配置され、それぞれの地域において、経歴や専門分野をいかした積極的な活動を行っています。

人権擁護委員はこうして委嘱されます。



このシンボルマークは、法務省の人権擁護機関が行う啓発広報活動に統一性・独自性を持たせるとともに、人権擁護活動についての親近感を深め、啓発広報活動をより効果的にすることを目的として、平成4年12月から使用されています。



■人権擁護委員の活動の様子



被災地における活動（仮設住宅訪問）



人権の花運動



地元企業での研修講師



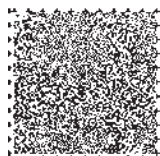
地元FM放送での人権啓発

人権擁護委員は、法務局における人権相談所に加え、市役所等の公共施設、社会福祉施設や商業施設等においても、特設人権相談所を随時開設して、住民からの人権相談に応じています。

相談等を通じて、被害者から「人権を侵害された」という申告等があった場合は、法務局職員と協力して、人権侵犯事件の調査に当たり、当事者の関係を調整するなど、事案の円満な解決を図っています。

また、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動（小・中学生や幼稚園児等を対象に、思いやりの大切さを教える「人権教室」（50ページ参照）や「人権の花運動」（51ページ参照）、地元企業等における人権研修の講師等）や地元FM放送局での人権擁護委員の活動の紹介など、各地域に根ざした活動を行っています。

あなたの街の人権擁護委員については、お近くの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。





6月1日は「人権擁護委員の日」です。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日の前後に特設人権相談所の開設や地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動の実施など、全国各地で取組を展開しています。

人権擁護委員として人権擁護活動を行ってみませんか。詳しくは、お近くの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。



人権擁護委員の制度や活動を
紹介するウェブサイト



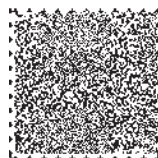
面接による人権相談

人権擁護委員のき章



外枠に「かたばみ」の葉をあしらい、中に菊形の「人」の文字を配したデザイン。

「かたばみ」は、地をはって広がっていく根強い植物であり、人権尊重思想が広がっていくようにとの願いが込められています。



4.法務省の人権擁護機関の活動

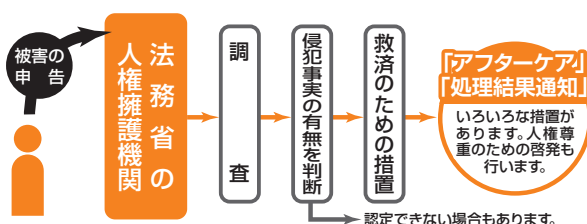
法務省の人権擁護機関では、どのようにして皆さんの人権を守っているのでしょうか。その活動は、大きく分けて、人権侵犯事件の調査救済、人権相談及び人権啓発です。この章では、法務省の人権擁護機関の活動を紹介します。

① 人権侵犯事件の調査救済

人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申出があれば、「人権侵犯事件調査処理規程」（法務省訓令）に基づき速やかに救済手続を開始します。また、新聞・雑誌等から人権侵害の疑いのある事実を知ることにより、救済手続を開始することもあります。

救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行います。ただし、この調査は、飽くまで関係者の協力による任意のものであり、警察官や検察官が行うようないわゆる強制捜査ではありません。

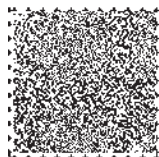
■調査救済の流れ



調査の結果、事案に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応ができる者に対して必要な措置をとるよう求める「要請」等の7種類の救済措置のうち、適切な措置を講じます。救済措置のうち

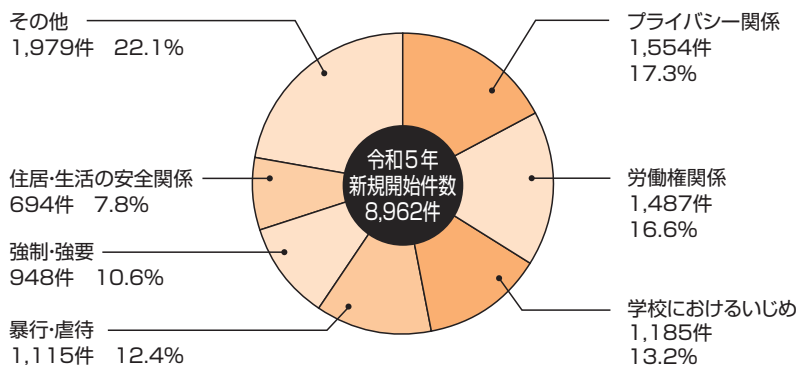
「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中であっても講じます。

また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもあります。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡をとるなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどします。





■令和5年人権侵犯事件数（新規救済手続開始）の種類別内訳



人権侵害による被害者の救済事例

法務省の人権擁護機関は、令和5年中に次のような救済措置を講じました。

①いじめ 中学校におけるいじめ

中学生の生徒が、同級生から、「死ぬ」といわれるなどのいじめを受けており、死んでしまいたいとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該生徒は被害についてこれまで誰にも相談しておらず、その悩みを担任教諭が把握できていなかったことが判明したことから、当該生徒が通う学校が必要な対応を実施できるよう情報提供を行った。また、法務局は、「こどもの人権SOSミニレター」を通じて数度にわたり当該生徒とのやり取りを継続して信頼関係を構築し、スクールカウンセラーに相談することなどを勧めた。

その結果、家庭及び当該学校との間で当該生徒の見守り体制を構築することができた。（措置：「援助」）

②虐待 中学生に対する虐待①

中学生の生徒が、親から、暴言を吐かれるなどの虐待を受けているとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。

法務局は、当該児童が通う学校へ情報提供を行うとともに、自治体からの情報提供依頼を受け、必要な情報提供を行った。

その結果、当該生徒について要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議が開催され、対応策が協議され、関係機関による当該生徒の支援体制を確立することができた。（措置：「援助」）



1. 主な人権課題

2. 特集 こども・若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

③虐待 中学生に対する虐待②

中学生の生徒が、親から、殴る、蹴るなどの虐待を受けており、保護して欲しいとして、「LINEじんけん相談」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに当該生徒がいる場所の最寄り警察署に連絡し、当該生徒は警察により速やかに保護された。

さらに、警察からの連携により、相談翌日には児童相談所が当該生徒を保護するに至っており、当該生徒の身体の安全が速やかに図られた。（措置：「援助」）

④体罰 中学校における体罰

中学校の生徒らが、中学校教諭から、腹部を殴打されるなどしたとして、当該生徒の親から相談があった事案である。

法務局による調査の結果、当該生徒らと学校側の体罰に関する認識には差異が認められたものの、法務局の仲介によって学校と保護者らの話し合いを重ねた結果、校長から生徒らに対して謝罪したい旨の意向が示され、保護者らもそれを了承し、話し合いの場が設けられた。校長から生徒らに対する直接の謝罪が行われ生徒らもこれを受け入れて、当事者間の関係改善が図られた。（措置：「調整」）

⑤セクシュアル・ハラスメント

雇用主から従業員に対するセクシュアル・ハラスメント

女性従業員が、雇用主から、業務中に性的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、業務中に、雇用主が当該従業員に対し、性的な発言を行ったことが認められた。

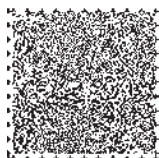
法務局は、雇用主に対し、当該発言が従業員の意に反する性的な言動であって、セクシュアル・ハラスメントとして、社会的に許されない行為であるとともに、従業員の人権を侵害する行為であって、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

⑥高齢者 子から高齢の親に対する暴力

高齢の親から、日常的に子から暴力を受けているとして、相談があった事案である。

法務局は、直ちに、被害者の居住する自治体に情報提供を行い、必要な措置を求めるとともに、被害者と面談した。

その結果、被害者は、ショートステイ等の支援が行われ、被害者と子の分離を進めること等によって安全が確保されるとともに、子からの暴力や生活の困窮等といった被害者の状況に関する情報が関係機関の間で共有され、被害者に対する包括的な支援体制を構築することができた。（措置：「援助」）



**⑦差別待遇関係 外国人に対する差別的対応**

外国人が、不動産会社から、外国人であることを理由に物件の内見を拒否されたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該物件のオーナーは、不動産会社を通じて外国人に一律に貸出しを拒否する運用を行っていたことが認められた。

法務局は、当該オーナーに対し、当該物件への賃貸を希望している外国人に対し、外国人であることを理由に内見を拒否した行為は人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

⑧差別待遇関係 障害者に関する差別的発言

障害者が、会合において知人から障害者に関する差別的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該知人が他の参加者に向けて当該障害者を差別する趣旨の発言を行ったことが認められた。

法務局は、当該知人に対し、当該発言は当該障害者を中傷するものであって、その名誉感情を傷つけるものであり、人権擁護上看過できないとして、その行為の不当性を認識し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

⑨差別待遇関係 同和問題に関する差別的発言

近隣住民から、自身を同和地区出身者であると指摘するなどの同和問題に関する差別的な発言を受けたとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、当該近隣住民が当該発言を行ったことが認められた。

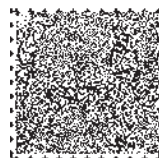
法務局は、当該近隣住民に対し、当該発言は他人の人権や尊厳を傷つけるものであり、同和問題に対する正しい理解と認識を欠いたものであって、人権擁護上看過できないものであるとして、基本的人権尊重の理念及び同和問題について正しい理解と認識を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

⑩インターネット上の人権侵害情報関係 インターネット上の名誉毀損

被害者から、インターネット上に、被害者の氏名や顔写真とともに、被害者が詐欺を働いており前科があるなどの投稿がされているとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、投稿されたいずれの事実も真実ではなく、当該投稿は、名誉毀損に当たると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。（措置：「要請」）



インターネット上の名誉感情侵害

電子掲示板上で、特定の地域に住む外国人住民に対して、当該地域社会からの排斥を扇動する投稿がされたとして、法務局が調査を開始した事案である。

法務局が調査した結果、当該地域に住む外国人住民は日本から出て行けなどとする投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、当該外国人住民の名誉感情を侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至った。(措置：「要請」)

インターネット上における同和地区の摘示

インターネット上に、特定の地域を散策しながら、歴史などに触れつつ、当該地域が同和地区であると指摘する動画が掲載されているとして、法務局に情報が提供された事案である。

法務局が調査した結果、当該動画は、学術・研究等の正当な目的で公開しているとは認められず、人権擁護上問題があると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、当該動画の削除要請を行ったところ、当該動画が削除されるに至った。(措置：「要請」)

法務省の人権擁護機関では、被害の申告がしやすいように、「人権侵犯被害申告シート」(右参照)を用意し、法務局・地方法務局に備え置くほか、法務省ホームページに掲載し、自宅でプリントアウトして利用いただけるようにしています。



人権侵犯被害申告シート

[illegible]



② 人権相談

毎日の生活の中で、「これは『人権問題』ではないだろうか?」と感じたり、偏見や差別、いじめ等に思い悩んだりすることがあったら相談してください。

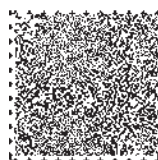
法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談（人権相談）を受け付けています。相談は無料で、難しい手続は何もありません。相談内容についての秘密は厳守します。人権相談の開設場所、開設日時等については、最寄りの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。

「みんなの人権110番」(0570-003-110 (全国共通))、「女性の人権ホットライン」(0570-070-810)、「こどもの人権110番」(0120-007-110)も開設しています。インターネットやLINEでも人権相談を受け付けています。相談窓口に関する詳細は、裏表紙をご覧ください。

このほか、全国の小・中学生に「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、手紙による相談に応じるなど、様々な手段を用意して、こどもたちが相談しやすい体制をとっています(8ページ参照)。

日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国人のための人権相談所」等も開設しています(21ページ参照)。

人権相談・調査救済制度周知用リーフレット



③ 人権啓発

法務省の人権擁護機関では、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な活動を行っています。

具体的には、シンポジウム・講演会等のイベントの開催、人権教室や研修の実施、ホームページや動画配信サイトでの啓発資料の公表、インターネット広告の実施、テレビ・ラジオの放送、新聞・広報誌への掲載等、様々な活動を行っています。これらの活動を「人権啓発活動」といいます。

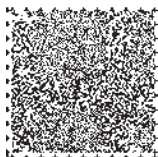
人権啓発活動は、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものです。

啓発活動重点目標

法務省の人権擁護機関では、昭和41年度から、毎年その年度の啓発活動の重点目標を掲げ、重点的な人権啓発活動を実施しています。

令和6年度の啓発活動重点目標は、「『誰か』のこと じゃない。」と決めました。この言葉には、様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分自身の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えてもらいたいとの思いが込められています。

また、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、17の啓発活動強調事項を掲げ、人権啓発活動を実施しています。



ポスター
「令和6年度啓発活動重点目標」





啓発活動強調事項

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| ①「女性の人権を守ろう」 | ⑩「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」 |
| ②「こどもの人権を守ろう」 | ⑪「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」 |
| ③「高齢者の人権を守ろう」 | ⑫「インターネット上の人権侵害をなくそう」 |
| ④「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」 | ⑬「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」 |
| ⑤「部落差別(同和問題)を解消しよう」 | ⑭「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」 |
| ⑥「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」 | ⑮「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」 |
| ⑦「外国人の人権を尊重しよう」 | ⑯「人身取引をなくそう」 |
| ⑧「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」 | ⑰「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」 |
| ⑨「ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう」 | |

人権週間



ポスター「第75回人権週間」

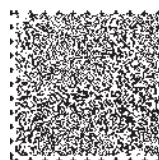
国連は、昭和23年（1948年）の第3回総会で世界人権宣言（57ページ参照）が採択されたのを記念し、昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等の人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。

我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日から同月10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な人権啓発活動を全国各地で展開しています。

人権啓発活動ネットワーク

法務省の人権擁護機関、都道府県、市町村、公益法人等、人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークとして、都道府県単位で「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を、また、市町村単位で「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。

このネットワーク協議会では、構成員による共同啓発活動や人権啓発情報の提供等を行っています。



全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権についての作文に取り組むことを通じて、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうこと等を目的として、昭和56年度から、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。

令和5年度（第42回）は、6,494校から、76万1,947編の応募がありました。法務省ホームページでは、入賞作品を取りまとめた作文集を始め、過去の入賞作品を題材とした啓発動画や入賞作品の英訳なども掲載しています（第42回の内閣総理大臣賞受賞作品及び法務大臣賞受賞作品は、52ページ以下参照）。



第42回全国中学生
人権作文コンテスト入賞作文集

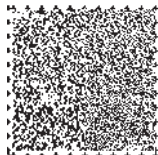
人権教室

人権教室は、いじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを学んでもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動です。

小・中学生等を対象に、人権の花運動（51ページ参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して実施しています。

近年は、「ビジネスと人権」に関する国内外の関心の高まり（58ページ以下参照）を背景に、企業研修等において企業経営者や従業員を対象とした「大人の

人権教室」も数多く実施しています。
また、スポーツ選手等を講師に迎え、ゲームや体験談から、助け合いの精神に基づいたフェアプレーの精神等を学んでもらう人権スポーツ教室や、車椅子体験、障害者スポーツ体験などを通じて、違いを理解し認め合う「心のバリアフリー」を学び、障害の有無にかかわらず共生する社会の重要性を認識してもらうことを目的とした体験型の人権教室も実施しています。



さらに、青少年を中心に深刻化するインターネット上の人権侵害への取組として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室なども、積極的に実施しています。



1. 主な人権課題

2. 特集 こども、若くの人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

令和5年度は、98万6,672人を対象に人権教室を行いました。



法務省ホームページにて、
上記動画を含む企業向け
コンテンツを案内中



人権教室

人権の花運動

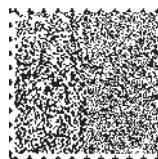
人権の花運動は、こどもたちが協力して花の種子や球根を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした人権啓発活動であり、主に小学生を対象に、昭和57年度から実施しています。

この運動は、育てた花を保護者や社会福祉施設等に届けたり、花を育てる体験を振り返る写真会や鑑賞会を開いたりすることで、地域の人々とのコミュニケーションを深め、地域の人々にとっても人権尊重意識を高めてもらうきっかけとなっています。

令和5年度は、3,903校の学校等において、41万6,564人を対象に行いました。



人権の花運動



相手と自分、両者を守る

兵庫県 加西市立泉中学校 3年 お ざさ し おり
小篠 誌織

「じゃあ、本当のお母さんじゃないってことなの。」私が、私自身のことについて友達に伝えると、大抵、このような言葉が一番初めに返ってきます。その度に、私は体の熱が一気に冷めるような気持ちになります。

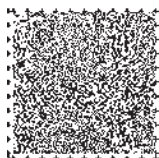
養子縁組という言葉は、多くの人が聞いたことがあると思います。養子縁組とは、血縁関係のない人の間に法的に親子関係を持つことです。婿養子などという言葉なら、聞いたことがあるはずです。私は、普通養子縁組ではなく「特別養子縁組」という制度で、産まれてすぐに今の両親に迎えられました。特別養子縁組は、産みの親との法的な親子関係を解消し、新しい両親と戸籍上、実の親子関係を結ぶことです。

私を産んでくれた母は体が弱く、シングルマザーでもあったようです。私を育てたくても、育てられる状況ではありませんでした。私がまだ幼い頃、母からそのことを聞きました。当時の私はそれほど深く理解しておらず、「私にはお母さんが二人いるんだな」というような軽い解釈をしていました。

私が小学校3年生の頃でしょうか。私は友達に初めてそのことを伝えました。すると友達は、「じゃあ、今のお母さんは本当のお母さんじゃないの」と言うのです。私は頭の中が真っ白になり、上手く答えられなかったのを覚えています。また別の子には「産んでくれたお母さんに捨てられた」という言葉を受けました。そのとき、私はショックを受けました。今となっては、相手に悪気はなく、深く考えて言った言葉ではないことは分かりますが、当時は、「なんで養子に出されたんだろう。私はいない子だったのかな」と深く悩み、悲しく苦しい気持ちでした。

それから何日か経ち、私は母に特別養子縁組について尋ねました。そこで初めて、私を養子に出したのは、産んでくれた母が、私にできる精一杯の愛だったと分かりました。幸せな環境で育ててほしいという、母の想いだったのです。それを知って、気持ちが楽になるのと同時に、考えが大きく変わりました。

母と、産んでくれたもう一人の母。どちらも私にとっての「本当のお母さん」であり、私を想ってくれる大切な存在です。





1. 主な人権課題

今、私は小学校からずっと一緒にいる友達には、そのことを伝えていますが、全員が理解してくれていて、今では、共に遊び学べる仲間です。一方で、中学校になって新しくできた友達には、このことを言うことができていません。一度話をしかけたとき、やはり、「本当のお母さんじゃないんだ」と言われ、その瞬間に上手く答えることができませんでした。

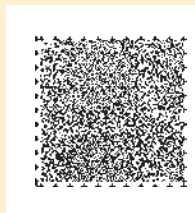
そんなとき、私を支えてくれた言葉が「無理に言わなくてもいい」というものでした。すべてを今言う必要はなく、自分が傷つかないように心を守る手段として、「言わない選択」があるのです。自分自身に強制するのではなく、本当に伝えたい、と思ったタイミングで、上手く伝えられなくてもいいから、少しずつ理解してもらるように努力していくのです。

私は、小さい頃からずっと、特別養子縁組というものが、どういうものなのか考えてきました。私には母が二人いる。母も、私を産んでくれた母も、本当のお母さんで、私を愛してくれています。特別養子縁組というものにとても悩むこともありましたが、しかし、今では私にとっての誇りでもあるのです。私には、私を大切にしてくれる二人の母がいるのですから。

「人権を守る」これは、相手の人権を守ること。そして、自分自身の人権を守ることでもあるのではないのでしょうか。相手のことを知って、色々な方向から見て、自分で考えて理解する。これが、相手の人権を守ることだと考えます。そして、自分自身について伝え、時には無理に言わずに、タイミングを計ったり、相手に少しでも自分について理解してもらえるように自分なりに努める。これが、自分自身の人権を守ることです。

私は、相手と自分、両方を守れる人間になりたいです。人は、平面的な存在ではありません。必ず立体であり、それが球体であるか、立方体であるか、角錐であるか、または円柱か八面体か、人それぞれです。それらを人が勝手に決めつけたり、一方の面から平面的に捉えることが、相手を傷つけることにつながるのだと思います。だから、相手を守るには、様々な方向から見て形を捉え、理解する必要があるのだと思います。また、自分自身の形を理解して、相手にも理解してもらえるように工夫することが、自分自身を守ることにつながるのではないのでしょうか。

相手と自分を守るために、私は一步を踏み出しました。私の一步が、誰かの一步につながることを信じています。



2. 特集 ことも、若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

大切な命

愛媛県 愛南町立御荘中学校 3年 みやもと 宮本 りゅうだい 龍太

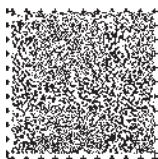
一人に一つ、平等に与えられた大切な命。そして、いつかは終わりを迎えるもの。だからこそ、そのかけがえのなさを感じるものである。

しかし、その命を粗末に扱う現実がある。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まってから五百日が過ぎる。両国の犠牲者は増える一方だ。テレビで家族や友人、大切な人を失い泣き崩れている場面を何度も見た。それを見るたびに僕の胸は苦しくなった。平和な日常が、死と隣り合わせの不安な日々に一変したのだ。そして、そのような毎日が今日まで続くとは予想しなかったと思う。

ある日、この戦争について家族で話題になった。「何で今さら戦争なんかな。」「何か私たちにできることはないかな。」「早く戦争が終わらないかな。」様々なことを話した。しかし、本当の戦争の恐ろしさを知ることはできない。これらは戦争のない平和な世の中に生きる僕たちならではの意見だろう。僕は戦争に反対だ。なぜなら戦争は命を奪うからだ。失うものは多いが得るものはない。戦場に赴く兵士には、帰る場所があるし、大切な家族がいる。戦地で無事であるかどうかを心配するだろう。そして、その死を悲しむ人がある。だから僕は早く戦争が終わってほしい。

僕にも大切な家族がいる。しかし、病気はその大切な家族を奪っていった。僕は中学校一年生の冬のことだった。中学校への入学を楽しみにしていた小学校六年生の妹が突然熱を出したのだ。熱は一、二週間続いたのだろうか。原因が分からないまま過ぎていく時間は、僕たち家族にとって、とても長く感じられた。不安な時間が過ぎていった。レントゲンを撮ったことで病名が分かったが、病気と関わなければならぬ厳しい現実がそこにはあった。心の整理のつかない僕は妹にどう声をかけたらいいかかわらず、ただ「頑張れ。」としか言えなかった。

妹は松山の病院に入院することになった。始めの一、二か月を妹は一人で過ごした。病気への不安や一人で過ごすことの寂しさを考えると、僕には我慢できるだろうか。僕にはできないことを成し遂げる自慢の妹だ。その後、母は付き添いで妹のいる病院に泊まることを決めた。僕は妹と母がいない生活に違和感を覚え、寂しさが募った。しかし、辛いのは自分





1. 主な人権課題

2. 特集 こども 若者の人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

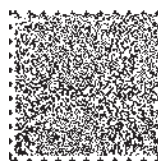
5. 国際社会における人権擁護

だけではないし、誰よりも辛いのは妹だと思い我慢をした。一ヶ月に数度、妹のお見舞いに行くのが楽しみだった。妹は僕を見て喜んでくれたが、家に帰れない寂しさや病気との闘いに疲れているのか、眠たそうであった。

中学校二年になった僕は修学旅行をみんなと一緒に楽しんだ。修学旅行を終えたその夜中、祖母の携帯に一本の電話があった。「妹が亡くなった。」と。僕たちは急いで松山の病院に向かった。僕は悔しさと悲しさで胸が一杯になり、泣くことしかできなかった。妹は、中学校生活を送ることなく、亡くなったのだ。家族や友人など、大切な人の命が失われることの重大さと深い悲しみや、もう二度と会えないのだという喪失感を知った。

一人に一つ、与えられた命。決して軽いものではない。誰にも代わりのきかない、かけがえのないものである。僕の命も、あなたの命も。そして、戦争で失われた数多くの人々の命。兵士だけではない。若者やお年寄り、小さな子どもたちにもその命は平等にあったのだ。そして、中学校でバスケットボール部に入ることを楽しみにしていた僕の妹にも。生きたくても生きられなかった命があることを知ってほしい。自ら命を絶とうとしている人に僕の思いが届いてほしい。去年の自殺者は二万人を超え、その数の多さに驚くばかりだ。生きているだけで幸せだという事実を忘れさせるくらいの、どんなに大きな悩みを抱えていても、与えられたたった一つの命を生きてほしい。あなたの周りを見回してほしい。あなたのことを大切に思っている人がいる。あなたを失ったら深い悲しみに沈む人が必ずいるのだから。

僕は今、一日、一日を誰よりも大切に生きようと思っている。人間だけではない。生き物の全てに大切な命がある。無邪気に殺してはいけない。五匹の金魚とたくさんメダカを飼っているが、真剣に向き合って飼えば家族のように思えてくる。どんな命でも大切にすべきである。いつかはなくなる命だけれど、どんな命とも「一緒に成長したい」という気持ちを持って接するようにしている。未来は誰にも分からない。いつ戦争や病気、交通事故などで失われるかもしれないのだ。だから一日、一日を大切にしたい。皆に平等にある命の重さを知ったからこそ、生きていることの幸せを感じる。僕は命と向き合う看護師の道を目指したいと思っている。



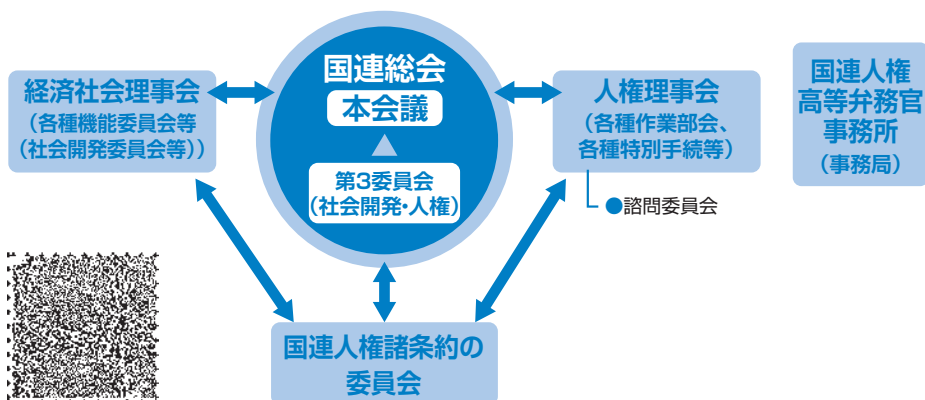
5.国際社会における人権擁護

「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」は、国際連合（国連）の重要な目的の一つであり、国連では、様々な枠組みを設けて、人権の保障に取り組んできました。グローバル化が進む現在、人権の尊重が平和の基盤であるということが、世界の共通認識となっており、国際社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まってきています。



① 国際連合

昭和20年（1945年）に発足した国連は、約70年の歳月を経て、世界の190か国以上が加盟する大きな国際機関となりました。国連には、人権の擁護・促進のための様々な機関が設置されており、国際社会における人権保障の枠組みの中で大きな役割を担っています。





国連を作ろうという考えは、第二次世界大戦の惨禍さんかの中で生まれました。そして、昭和20年（1945年）10月24日に51か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持…人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」（国連憲章第1条）こと等を目的として国連が発足し、現在では193か国が国連に加盟しています。国連には、経済、社会、文化等の特定の分野で活動する様々な機関がありますが、人権の分野においても、人権関係条約等が定める人権の保障を確保するための機関が設置されています。平成18年（2006年）3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって、人権理事会が設立されました。これに伴い、全国連加盟国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして、「UPR（普遍的・定期的レビュー）」が制度化されました。

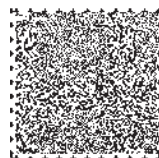
② 世界人権宣言

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。これにより、世界の人権を守る動きは大きく進んでいます。

20世紀には、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺等、人権の侵害や抑圧が横行しました。かつては、人権問題はそれぞれの国の国内問題と考えられていましたが、このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23年（1948年）12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文から成っています。

国連は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定めています。また、法務省の人権擁護機関では、毎年12月4日から同月10日までの1週間を「人権週間」と定めています（49ページ参照）。





パンフレット
「世界人権宣言70周年」



世界人権宣言啓発書画



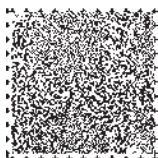
この書画は、書道家小太法さん^{こぎたいほう}とブラジルの画家オタビオ・ロスさんが世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

資料 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業活動のグローバル化が進む中、投資家、市民社会、消費者等において、企業に対して人権尊重を求める意識が高まっています。平成23年（2011年）の第17回国連人権理事会においては、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」が全会一致で支持されました。また、企業が「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））」に取り組む上で、人権を尊重した行動をとることが求められています。

このような「ビジネスと人権」に対する国内外の関心の高まりを受けて、政府は、企業活動に関連する我が国の法制度や施策等の現状把握、経済界や労働界等との議論やパブリックコメント等を経て、令和2年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を策定しました。

行動計画では、企業活動における人権尊重の促進を図るため、今後政府が取り組む施策が記載されているほか、企業に対し、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）導入への期待が表明されています。また、行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発については、全府省庁で実施していくこととされています。





1. 主な人権課題

2. 特集 ことも、若くは人権をめぐる取組

3. 法務省の人権擁護機関の仕組み

4. 法務省の人権擁護機関の活動

5. 国際社会における人権擁護

加えて、政府は、令和4年9月、上記指導原則を始めとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して具体的かつ分かりやすく解説した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表しました。

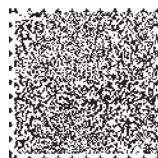
法務省の人権擁護機関においても、企業関係者等を対象に、行動計画に基づく企業行動が国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、企業価値の向上に寄与することへの理解を促進するとともに、人権的視点に立った企業活動を促すため、各種取組を実施しています。令和5年度には、企業等が自ら研修を実施するための啓発資料「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」を改訂するとともに、YouTube法務省チャンネルで研修用動画を配信しています。また、企業・団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言する投稿型コンテンツの特設サイト「Myじんけん宣言」についても、インターネット動画広告等による周知を行い、企業等に参加を呼び掛けており、800を超える企業等の方々が、自らの人権尊重に対する決意等を「Myじんけん宣言」として表明しています。さらに、全国の法務局・地方法務局において、企業等からの要望に応じて、法務局職員や人権擁護委員を派遣して人権研修を実施したり、企業内で問題となることの多い人権課題をテーマとした啓発教材「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会」の冊子の配布や動画の配信を行ったりするなど、「ビジネスと人権」に取り組む企業等を支援する取組を実施しています。詳しくは、お近くの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。



「My じんけん宣言」特設サイト



「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」(冊子・動画)



③ 主要な人権関係条約

世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、二つの国際人権規約が採択され、その後も個別の人権保障のための条約として様々な条約が採択されています。これらの条約が保障する権利の内容を周知し、理解を深めていくことが一人一人の人権を守ることにつながります。

世界人権宣言が採択された後、この宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が起草され、昭和41年（1966年）の国連総会において全会一致で採択されました。

この二つの国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。これに加え、人権に関連する諸条約としては、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、児童の権利条約、強制失踪条約、障害者権利条約等があります。また、地域的な人権条約としては、欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章等があります。

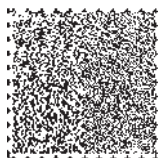
近年、人権擁護のための世界の取組は盛んになっており、我が国も、国際的に重要な役割を果たすことが期待されています。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

A規約は、労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利等のいわゆる社会権を主として規定したものです。

社会権とは、人権の保障を名実共に充実したものとするためには、国家が個人の生活の保障に一定程度の責任を果たすべきであるという認識に立って、国の施策により個人に認められている権利です。

我が国は、昭和54年（1979年）6月に、この規約を批准しました。





市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）

B規約は、人は生まれながらにして自由であるという基本的考えの下、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、つまり自由権的権利を中心に規定しています。

具体的には、表現の自由、移動の自由、身体の自由、宗教の自由、集会・結社の自由に加え、参政権が規定されています。締約国は、全ての個人に対して、いかなる差別もなしにこれらの権利が尊重され、確保されることを義務として負っています。

我が国は、昭和54年（1979年）6月に、A規約と共にこの規約を批准しました。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

人種、民族に対する差別は依然として存在し、このような差別を撤廃するためには、各国に対し、差別を撤廃するための具体的な措置の履行を義務付ける国際文書を作成することが必要とされ、昭和40年（1965年）の国連総会において、この条約が採択されました。

人種差別撤廃条約は、締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる人種間の理解を促進する政策を全ての適当な方法により遅滞なく実施すること等を内容としています。

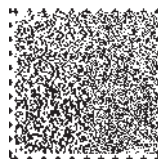
我が国は、平成7年（1995年）12月に、この条約に加入しました。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

全ての人間は、そもそも生まれながらに自由かつ平等であることから、男女も個人として等しく尊重されるべきであるとの基本的理念を実現すべく、昭和54年（1979年）の国連総会において、この条約が採択されました。

女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等を実現することを目的として、遅滞なく措置をとることが、締約国には求められています。

我が国は、昭和60年（1985年）6月に、この条約を批准しました。



拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける 取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)

拷問の禁止については、世界人権宣言及びB規約等において既に規定されていました。しかし、1970年代に、一部の国の軍事独裁政権による拷問と見られる行為に対し国際的な非難が高まったことを背景に、拷問を実効的に禁止する新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、昭和59年（1984年）の国連総会において、この条約が採択されました。本条約は「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が拷問を刑法上の犯罪とするとともに、そのような犯罪人の引渡し等について規定しています。

我が国は、平成11年（1999年）6月に、この条約に加入しました。

児童の権利に関する条約(児童の権利条約)

世界には、貧しさや飢え、戦争等で苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。そのような現実を踏まえ、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指して、平成元年（1989年）の国連総会においてこの条約が採択されました。この条約は、18歳未満の全ての人の基本的人権の尊重を促進することを目的としています。

我が国は、平成6年（1994年）4月に、
この条約を批准しました。

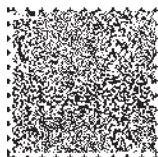


啓発冊子「よくわかる！
こどもの権利条約」

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)

拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義を持つこの条約は、平成18年（2006年）に国連総会で採択されました。拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものです。

我が国は、平成21年（2009年）7月に、この条約を批准しました。





障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

依然として障害のある人が人権侵害に直面している状況を改善するため、法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、平成18年（2006年）の国連総会においてこの条約が採択されました。

この条約は、障害のある人の人権・基本的自由の享有の確保等を目的とし、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害のある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等の、障害のある人の権利実現のために締約国がとるべき措置等について規定しています。

我が国は、平成26年（2014年）1月に、この条約を批准しました。

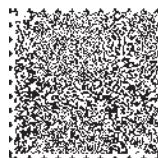
資料 我が国が締結している主要な人権関係条約

	名 称	採択年月日(上) 発効年月日(下)	締結国・地域・機関数
1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966.12.16 1976. 1. 3	172
2	市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966.12.16 1976. 3.23	174
3	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21 1969. 1. 4	182
4	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18 1981. 9. 3	189
5	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984.12.10 1987. 6.26	174
6	児童の権利に関する条約	1989.11.20 1990. 9. 2	196
7	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006.12.20 2010.12.23	75
8	障害者の権利に関する条約	2006.12.13 2008. 5. 3	191

2024年6月現在



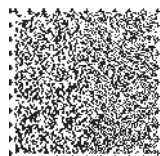
ニューヨークの国連本部で「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」に調印する園田外務大臣[昭和53年（1978年）当時]
(写真提供 UN/DPI)



法務局・地方法務局 所在地等一覧

名 称		所 在 地	電 話
札幌法務局	〒 060-0808	札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311
函館地方法務局	〒 040-8533	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-7511
旭川地方法務局	〒 078-8502	旭川市宮前 1 条 3-3-15 旭川合同庁舎	0166-38-1111
釧路地方法務局	〒 085-8522	釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5014
仙台法務局	〒 980-8601	仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第 3 法務総合庁舎	022-225-5739
福島地方法務局	〒 960-0103	福島市本内字南長割 1-3	024-534-1994
山形地方法務局	〒 990-0041	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1321
盛岡地方法務局	〒 020-0045	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局	〒 010-0951	秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-1443
青森地方法務局	〒 030-8511	青森市長島 1-3-5 青森第 2 合同庁舎	017-776-9024
東京法務局	〒 160-0004	新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー13F	0570-011-000
横浜地方法務局	〒 231-8411	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局	〒 338-8513	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第 2 法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局	〒 260-8518	千葉市中央区中央港 1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1319
水戸地方法務局	〒 310-0061	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎	029-227-9919
宇都宮地方法務局	〒 320-8515	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮法務総合庁舎	028-623-6333
前橋地方法務局	〒 371-8535	前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-221-4466
静岡地方法務局	〒 420-8650	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-3555
甲府地方法務局	〒 400-8520	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	055-252-7239
長野地方法務局	〒 380-0846	長野市大字長野旭町 1108 長野第 2 合同庁舎	026-235-6611
新潟地方法務局	〒 951-8504	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1563
名古屋法務局	〒 460-8513	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	052-952-8111
津地方法務局	〒 514-8503	津市丸之内 26-8 津合同庁舎	059-228-4193
岐阜地方法務局	〒 500-8729	岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎	058-245-3181
福井地方法務局	〒 910-8504	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-5090
金沢地方法務局	〒 921-8505	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7804
富山地方法務局	〒 930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-441-0550
大阪法務局	〒 540-8544	大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎	06-6942-9496
京都地方法務局	〒 602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入生上生洲町 197	075-231-0131
神戸地方法務局	〒 650-0042	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	078-392-1821

人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権擁護局HP・公式SNSアカウント

— 様々な情報を発信しています —

法務省人権擁護局HP



X



@MOJ_JINKEN

Facebook



HumanRightsBureau.MOJ

LINE



@JINKEN01



人KEN
あゆみ
ちゃん

名 称	所 在 地	電 話
奈良地方法務局	〒630-8301 奈良市高畑町552番地 奈良第二地方合同庁舎	0742-23-5457
大津地方法務局	〒520-8516 大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局	〒640-8552 和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎	073-422-5131
広島法務局	〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館	082-228-5790
山口地方法務局	〒753-8577 山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館	083-922-2295
岡山地方法務局	〒700-8616 岡山市北区南方 1-3-58	086-224-5656
鳥取地方法務局	〒680-0011 鳥取市東町 2-302 鳥取第 2 地方合同庁舎	0857-22-2289
松江地方法務局	〒690-0886 松江市母衣町50番地	0852-32-4200
高松法務局	〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館	087-821-7850
徳島地方法務局	〒770-8512 徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4171
高知地方法務局	〒780-8509 高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-3331
松山地方法務局	〒790-8505 松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	089-932-0888
福岡法務局	〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第 1 法務総合庁舎	092-739-4151
佐賀地方法務局	〒840-0041 佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-26-2148
長崎地方法務局	〒850-8507 長崎市万才町 8-16 長崎法務合同庁舎	095-826-8127
大分地方法務局	〒870-8513 大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3161
熊本地方法務局	〒862-0971 熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第 2 合同庁舎	096-364-2145
鹿児島地方法務局	〒892-8511 鹿児島市山下町13-10 鹿児島第三地方合同庁舎	099-219-2100
宮崎地方法務局	〒880-8513 宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-22-5124
那覇地方法務局	〒900-8544 那覇市樋川 1-15-15 那覇第 1 地方合同庁舎	098-854-1215

人権ライブラリー

本冊子に記載しているビデオだけでなく、人権に関する資料を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーを御活用ください。遠方の方でも、郵送等による資料の貸出しも行っています。

詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのホームページを御参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954
Eメール library@jinken.or.jp
ホームページ <https://www.jinken-library.jp/>

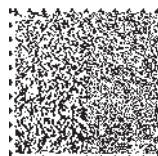
※本冊子は、「令和 6 年版人権教育・啓発白書」を基にその概要を記載したものです。

人権の擁護

令和 6 年 9 月発行

編集発行 法務省人権擁護局

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 電話(03)3580-4111(代表)



人権について困ったことがあれば…。 ひとりで悩まずにご相談ください

みんなの人権110番 ● (全国共通人権相談ダイヤル)

ゼロゼロみんなのひやくとおばん
 **0570-003-110**

差別や虐待、ハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

こどもの人権110番 ●

ゼロゼロななのひやくとおばん
 **0120-007-110**

LINEじんけん相談 ●

LINEから、人権相談をすることができます。



こちらから友だち追加してください ▶



こどもの人権問題は、周囲の目に付きにくいところで多く起こっています。そして、被害者であるこども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力がまだ備わっていなかったり、身近な人に話にくいといったりした状況等から、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくありません。そこで、こどもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための相談を受け付けています。

女性の人権ホットライン ● 0570-070-810

ゼロナナゼロのハートライン

DVを始めとする女性に対する暴力、各種ハラスメント、ストーカー被害等、女性をめぐる様々な人権問題について、専門に扱う「女性の人権ホットライン」を全国の法務局・地方法務局の本局に設置して、女性の人権問題をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。

インターネット人権相談受付窓口 ◆

法務省の人権擁護機関では、インターネットでも人権相談を受け付けています。

相談フォームに必要事項を入力して送信していただくと、あなたの住所を管轄する法務局・地方法務局に相談に関する情報が送信され、後日、メール、電話又は面談により回答します。

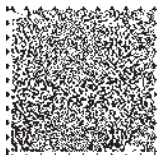
じんけんそうだん
インターネット人権相談

けんさく
検索

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/>

じんけん
こどもの人権
SOS-eメール

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



※外国語による人権相談については、21ページ参照

●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

◆受付時間 24時間 365日

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

